

議案第 39 号

平成 25 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

平成 25 年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 830,950 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		181,949 ^{千円}
	1 繰 越 金	181,949
2 諸 収 入		349,001
	1 雑 入	349,001
3 市 債		300,000
	1 市 債	300,000
歳 入 合 計		830,950

歳 出

款	項	金 額
1 ゴルフ場事業費		496,220 ^{千円}
	1 ゴルフ場事業費	496,220
2 公 債 費		14,803
	1 公 債 費	14,803
3 諸 支 出 金		180,000
	1 繰 出 金	180,000
4 予 備 費		139,927
	1 予 備 費	139,927
歳 出 合 計		830,950

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 作 業 棟 リ ー ス 経 費	平 成 2 6 年 度 か ら 平 成 3 0 年 度 ま で	千 円 19,250

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 整 備 事 業	千 円 300,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては 、当該見 直し後の 年度にお ける利率 とする。	借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。